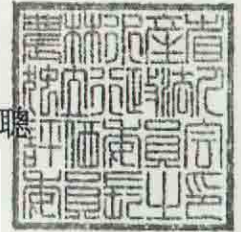




14独評第37号
平成14年10月22日

独立行政法人肥飼料検査所
理事長 佐藤 保隆 殿

独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聡



独立行政法人肥飼料検査所の平成13事業年度における業務実績の
評価結果について

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第3
2条第3項の規定に基づき、別紙のとおり業務実績の評価結果を通知する。

独立行政法人肥飼料検査所 平成13年度業務実績評価シート

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

(大項目、 中項目、 小項目、

中期目標期間における評価項目)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業年度報告	評価結果
第1 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	<p>業務運営の効率化 指標 = A評価となった中項目の数</p> <p>A:A評価の中項目数 8 B:A評価の中項目数 4~7 (又はC評価がない場合) C:上記のA,B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>		A 「注」 (49頁参照)
<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査未利用資源の肥料化の進展等を背景として、今後、肥料の登録の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させる。</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行い、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを作成するとともに、これらをホームページ掲載用の書式に変換する。</p>	<p>1 肥料関係業務 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている職員1人当たりの調査件数の向上</p> <p>平成13年度 146.8件/人 平成14年度 146.9件/人 平成15年度 147.0件/人 平成16年度 147.2件/人 平成17年度 147.3件/人</p> <p>A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進した。</p> <p>ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル、登録Q&A等を作成するとともに、ホームページに掲載した。作成した登録申請マニュアル等は、次のとおりで</p>	A

イ 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図る。

ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法（蛍光X線分析の導入）を実用化し、分析業務の効率化を図る。

イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を図るためのデータベース取りまとめ書式の作成及びデータベースソフトの構築を行う。

ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

ある。
(ア)「肥料取締法に基づく肥料取締制度について - 初めて肥料を生産・輸入される方へ -」
(イ)「「仮登録」制度及び「外国生産肥料の登録」制度」
(ウ)「肥料登録申請書 - 生産工程の概要の書き方 -」
(エ)肥料登録・届出に関するQ&A
(オ)「肥料の表示について」
イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を図るためのデータベース取りまとめ書式の作成及びデータベースソフトを構築した。
ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討し、平成13年度においては、汚泥肥料中のクロム及び鉛のスクリーニング手法を開発した。
肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たり

				<p>の調査件数は214件と52.5%増加し、職員1人当たりの調査件数の向上により対応した。</p>	
<p>(2) 収去品の検査 未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これにより、今後は、肥料の品質保全登録後の定期的な検査が必要となるとともに、有害成分等検査項目の多い肥料が増加することが見込まれる。このような中で、検査の質の確保を図るため、従来から検査の対象とする肥料の分析成分点数を約10%削減する一方で、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させる。</p>	<p>(2) 収去品の検査 平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より約15%削減する。</p> <p>イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。</p>	<p>(2) 収去品の検査 平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約5%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より約5%削減する。</p> <p>イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。</p>	<p>収去品の検査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>〔各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <p>分析成分点数の削減 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数の削減</p> <p>平成13年度 434点の削減 平成14年度 842点の削減 平成15年度 851点の削減 平成16年度 859点の削減 平成17年度 868点の削減</p> <p>A: 達成度合90%以上 B: 達成度合50%以上90%未満 C: 達成度合50%未満</p> <p>汚泥肥料等の検査の充実【各年度における評価】 指標 = 汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査の充実</p> <p>〔各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。〕</p>	<p>(2) 収去品の検査 平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を10.2%(887点)削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。</p> <p>ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より7.9%削減した。</p> <p>イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図った。平成13年度においては、基本的には、毎月その月のうちの1週間に極力集中して立入検査を実施し、当該月の収去品について一括して分析・鑑定を</p>	<p>A (4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>

	<p>ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の効率化を図る。</p>	<p>ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。</p>	<p>ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討し、平成13年度においては、汚泥肥料中のクロム及び鉛のスクリーニング手法を開発した。</p>	
<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>ア 未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正が行われ、これに伴い立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することが見込まれる。このようなか中で、農林水産大臣の指示に従い、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、</p> <p>(ア) 肥料取締法の改正以前から立入検査業務の対象となっている生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、品質管理等の不十分な生産事業場に対して立入検査業務の重点化を図ることにより、立入検査件数を約15%削減するとともに、</p> <p>(イ) 未利用資源を原料とし、有害成分を含有するおそれ</p>	<p>(3) 立入検査等</p> <p>平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。</p> <p>イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。</p>	<p>(3) 立入検査等</p> <p>平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約5%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。</p> <p>イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。</p>	<p>立入検査</p> <p>【中期目標期間における評価】 指標 = 中期目標期間中に全事業者に対して立入検査を実施</p> <p>A: 全事業者の90%以上実施 B: 全事業者の50%以上90%未満実施 C: 全事業者の50%未満実施</p> <p>立入検査等</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>〔各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価: 2点、B評価: 1点、C評価: 0点</p> <p>A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満</p> <p>立入検査件数</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている従来の検査対象肥料の立入検査件数の削減</p> <p>平成13年度 26件の削減 平成14年度 76件の削減 平成15年度 77件の削減</p>	<p>(3) 立入検査等</p> <p>平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数をそれぞれ6.8% (35件)、7.9%削減 (88点)する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。</p> <p>ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減した。</p> <p>イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収</p> <p style="text-align: right;">A (6点)</p> <p style="text-align: right;">A</p>

<p>が高い汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査件数及び収去点数の増加を図ることをとする。</p> <p>また、これらとともに、中期目標の期間中に全事業者に対して立入検査を実施する。</p> <p>さらに、肥料に起因した事故発生等の緊急時における農林水産大臣からの指示に対し、機動的かつ効率的な対応により、速やかにその原因究明等を図る。</p> <p>イ 効率的かつ効果的な検査を行っていくため、肥料等の収去に際して、品質管理の不十分な種類の肥料を重点的に収去すること等により、中期目標の期間中の収去点数（汚泥肥料生産業者及び新規業者が生産する肥料等を除く。）を約15%削減するとともに、未利用資源を原料とする汚泥肥料等については、収去点数を増加させる。</p>	<p>ウ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。</p>	<p>ウ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。</p>	<p>平成16年度 77件の削減 平成17年度 78件の削減</p> <p>A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p> <p>収去点数 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている従来の検査対象肥料の収去点数の削減</p> <p>平成13年度 56点の削減 平成14年度 164点の削減 平成15年度 165点の削減 平成16年度 166点の削減 平成17年度 167点の削減</p> <p>A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p> <p>汚泥肥料等の検査の充実 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている汚泥肥料等の立入検査業務の充実</p> <p>各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>去点数の増加を図った。</p> <p>ウ 品質管理の不十分な種類の肥料（収去点数も考慮した上で、平成12年度において品質管理が不十分な割合の高かった汚泥肥料）に重点化を図った。</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物の検査等 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている基準案試験に従事する労働時間当</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試</p> <p>A</p>

析機器等の効率的な使用等により業務運営を効率化し、約5%増加させる。

析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。
- イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。
- ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。
- イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。
- ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

たりの試験点数の増加

平成13年度	2.26点/日
平成14年度	2.29点/日
平成15年度	2.31点/日
平成16年度	2.33点/日
平成17年度	2.36点/日

- A:達成度合90%以上
- B:達成度合50%以上90%未満
- C:達成度合50%未満

験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進し、結果として、労働時間当たりの試験点数は2.31点/日となった。

(3.12増加)

ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析した。具体的な対応は、次のとおりである。

(ア) 飼料中のりん系農薬35種類について同時分析法を採用した。

(イ) 飼料中のかび毒フモニシンについては、B₁に加えB₂を分析可能な方法を開発し、これらの同時分析法を採用した。

イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良を行った。

				<p>具体的な対応は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 4種類のポリエーテル系抗生物質(サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン及びモネンシンナトリウム)について、同一操作で同時に分析可能な方法を開発し、実用可能な方法とした。</p> <p>(イ) 3種類のアミノ酸系除草剤(グリホサート、グルホシネート及び3-メチルホイニコプロピオン酸)について同一操作で抽出し、同時に分析可能な方法を開発し、実用可能な分析法とした。</p> <p>ウ かび毒、農薬等のモニタリングサンプルを特定の月にまとめて分析するなど、試験実施期間等を明確にし、集約化を推進した。</p>	
(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立	(2) 立入検査等飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する	(2) 立入検査等飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する	立入検査等【各年度における評価】指標 = 以下に掲げる事項の評	(2) 立入検査等飼料の安全性の確保及び品質の改	A (4点)

<p>入検査、質問及び収去 飼料の安全性の確保 及び品質の改善に関 する法律（昭和28年 法律第35号）第21 条の2の規定に基づ く立入検査について は、基準・規格等の 適合状況、飼料製造 業者等届、飼料製造 管理者届等の情報 のデータベース化を 行い、立入検査に係 る事務の迅速・効率 化を図るとともに、 当該データベースを 有効に活用して製造 業者等の実態及び基 準・規格等の遵守状 況等の把握に努める ことにより、飼料の 安全性の確保のため 国内単体飼料製造業 者等の製造に係る飼 料の検査を効率化 し、我が国の飼料大 部を占める輸入飼料 の検査の充実を図 る等適切な対応を とる。</p>	<p>る法律第21条の2の 規定に基づく収去及 びモニタリング検査 を効率的かつ効果 的に行うため、平成 元年以降に国が実施 した立入検査結果及 び収去品の検査結果 のデータベース化を 行うとともに、中期 計画期間中に飼料 製造業者、飼料輸入 業者、飼料添加物製 造業者及び飼料製造 管理者届のデータベ ース化を行うこと により、製造業者等 の実態及び基準・規 格等の遵守状況を把 握し、もって効率的 な立入検査等の実施 体制の整備を行い、 飼料の安全性を確保 に係る重要な取及 びモニタリング検査 の実施に努める。具 体的には、製造実態 等の把握が可能な 国内単体飼料製造業 者等の検査を効率 化し、事前に製造品 質管理状況の把握 が困難でありかつ 我が国の飼料の大部 分を占める輸入飼料 の検査を基本とし、 各事業年度ごとに 年度計画で具体化 を図り実施する。</p>	<p>る法律第21条の2の 規定に基づく収去及 びモニタリング検査 を効率的かつ効果 的に行うため、平成 元年以降に国が実施 した立入検査結果及 び収去品の検査結果 の約半数（約14,000 件）及び飼料製造業 者届等の約半数（約 2,000件）のデータ ベース化を完成させ る。当該データベース を活用して製造業者 等の実態及び基準・ 規格等の遵守状況を 把握することによ り、国内単体飼料製 造業者等の製造によ る魚粉、肉骨粉、植 物性油、かす、ふす ま等に属する重金 属、病原微生物の モニタリング検査を 効率的に実施する とともに、乾牧草に 係る遺伝子組換え 体、かび毒、残留農 薬のモニタリング 検査を充実する。</p>	<p>価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評 価点数の区分は以下の とおりとする。 A評価：2点、B評価：1 点、C評価：0点</p> <p>A：4点 B：2点以上4点未満 C：2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査結果及び収 去品の検査結果のデ ータベース化 ・飼料製造業者届等の データベース化 <p>上記の各事項について、 各年度の年度計画にお いて設定されている具 体的目標に基づき達 成度を評価すること とし、その評価方法 は以下のとおりとす る。 A：達成度合90%以上 B：達成度合50%以上 90%未満 C：達成度合50%未 満</p>	<p>善に関する法律第 21条の2の規定 に基づく収去及び 付随するモニタリ ング検査を効率的 かつ効果的に行 うため、平成元年 以降に国が実施 した立入検査結果 及び収去品の検査 結果の約半数（約 14,000件）に当 たる15,157件（平 成元年度～6年 度）及び飼料製 造業者届等の約半 数（約2,000件） に当たる2,358 件（飼料製造業 者届全数）のデ ータベース化を 行った。当該デ ータベース等を 活用して製造業 者等の実態及び 基準・規格等の 遵守状況を把 握することによ り、国内単体飼 料製造業者等の 製造による魚 粉、肉骨粉、植 物性油、かす、 ふすま等に属 する重金属、 病原微生物の モニタリング 検査及びとうも ろこし、乾牧草 に係る遺伝子 組換え体、か び毒、残留農 薬のモニタリ ング検査を効 率的に実施 した。</p> <p>A A</p>
<p>3 土壌改良資材関係業務 （1）集取品の検査</p>	<p>3 土壌改良資材関係業務 （1）集取品の検査</p>	<p>3 土壌改良資材関係業務 （1）集取品の検査</p>	<p>3 土壌改良資材関係業務 集取品の検査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定</p>	<p>3 土壌改良資材関係 業務 （1）集取品の検査 集取品の検査に</p> <p>A</p>

<p>集取品の検査に関し ては、集中的な検査を 行うこと等により、集 取品1点当たりに要す る試験時間を約10% 削減する。</p>	<p>集取品の検査につい て、集中的に検査を行 うことにより、集取品 1点当たりに要する試 験時間を約10%削減 する。</p>	<p>集取品の検査につい て、集中的に検査を行 うことにより、集取品 1点当たりに要する試 験時間を約10%削減 する。</p>	<p>されている集取品1点 当たりにより、集取品 1点当たりに要する試 験時間の削減</p> <p>平成13年度 1.01時間の削減 平成14年度 1.02時間の削減 平成15年度 1.03時間の削減 平成16年度 1.04時間の削減 平成17年度 1.06時間の削減</p> <p>A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p>	<p>ついて、集中的に 検査を行うことによ り、集取品1点当 たりにより、集取品 1点当たりに要する 試験時間を14.7 (1.55時間) 削減した。</p>
<p>(2) 地力増進法の規定に よる立入検査 地力増進法(昭和5 9年法律第34号)第 17条の規定に基づ き、農林水産大臣の指 示に従い、効率的かつ 効果的な立入検査を行 っていくため、 過去5カ年間の立 入検査結果を踏ま え、表示が不適切な 製造業者等に対する 立入検査業務の重点 化を図るとともに、 現時点において立 入検査未実施業者が 相当程度存在するこ とから、未実施業者 を極力減らすよう立 入検査を実施するこ ととする。</p>	<p>(2) 立入検査等 過去5カ年間の立入 検査結果を踏まえ、農 林水産大臣の指示に従 い、表示が不適切な製 造業者等に対する立入 検査業務の重点化を図 る。また、現時点にお いて立入検査未実施業 者が相当程度存在する ことから、未実施業者 を極力減らすよう立入 検査を実施するため、 立入検査結果及び品質 管理状況のデータベース 化により、立入検査 の対象とする土壌改良 資材の重点化を図る。</p>	<p>(2) 立入検査等 過去の立入検査結果 を踏まえ、農林水産大 臣の指示に従い、表示 が不適切な製造業者等 に対する立入検査業務 の重点化を図る。また、 現時点において立入検 査未実施業者が相当程 度存在することから、 未実施業者を極力減ら すよう、農林水産大臣 の指示に従い立入検査 を実施する。このため、 立入検査結果及び品質 管理状況のデータベース 化を図ることを目的 として、これらのデー タベースの書式を作成 するとともに、データ ベースソフトを構築す る。</p>	<p>立入検査等 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評 価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点 数の区分は以下のとおりとす る。 A 評価：2点、B 評価：1点、 C 評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣の指示 の下での表示の不 適切な製造業者に 対する立入検査業 務の重点化 立入検査結果及び 品質管理状況のデ ータベース化によ る立入検査の対象 とする土壌改良資 材の重点化 <p>上記の各事項につ いて、各年度の年 度計画において規 定されている具 体的目標に基づ き達成度を評価 することとし、 その評価方法は 以下のとおりと する。 A: 計画どおり達 成した B: 概ね計画ど おり達成した</p>	<p>(2) 立入検査等 過去の立入検査 結果を踏まえ、農 林水産大臣の指示 に従い、表示が不 適切な製造業者等 に対する立入検査 業務の重点化を図 った。また、現時 点において立入検 査未実施業者が相 当程度存在するこ とから、未実施業 者を極力減らすよ う、農林水産大臣 の指示に従い立入 検査を実施した。 このため、立入検 査結果及び品質管 理状況のデータベ ース化を図ること を目的として、こ れらのデータベース の書式を作成す るとともに、デー タベースソフトを 構築した。</p> <p>A (4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>

			C:計画どおり達成できなかった		
4 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。	4 業務運営の効率化及び財務運営の改善 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。		業務運営の効率化による経費の抑制 指標 = 各年度の運営費交付金で行う事業に係る経費（人件費を除く）の抑制 A: 対前年度比の抑制率が1%以上 B: 対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満 C: 対前年度比の抑制率が0.7%未満 （14年度から適用）	財務諸表	-
第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	業務の質の向上 指標 = A評価となった中項目の割合 A: Aの割合90%以上 B: Aの割合50%以上90%未満（又はC評価がない場合） C: 上記のA, B以外の場合 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。		A
1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、未利用資源の肥料化の推進等を背景として、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる。このような中で、申請者の利便等に供	1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期	1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期	1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点の合計 以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価: 2点、B評価: 1点、C評価: 0点 A: 18点以上	1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるように、	A (20点)

するため、迅速なる登録手続が可能となるよう事務処理の効率化等を図り、農林水産大臣への調査結果の報告を、次の期間内に完了する。

- a 新規登録申請 30日
- b 登録更新申請 15日
- c 登録証の書替交付等の申請 30日

間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進する。

- a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載により、登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進する。

- b 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図る。

- a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを作成するとともに、これらをホームページ掲載用の書式に変換する。

- b 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に業務の迅速化を図ることを目的として、原材料及び生産工程のデータベース化のためのデータベース取りまとめ書式の作成及びデータベースソ

B: 10点以上18点未満
C: 10点未満

- ・新規登録申請の30日以内の報告
- ・登録更新申請の15日以内の報告
- ・登録証の書替交付等の申請の30日以内の報告
- ・登録申請マニュアルの作成
- ・登録Q&Aの作成
- ・原材料のデータベース化
- ・生産工程のデータベース化
- ・有害成分分析に関するスクリーニング手法の実用化
- ・肥料の登録情報等の登録後30営業日以内のデータベース化
- ・肥料登録アンケートの実施

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
A: 計画どおり達成した
B: 概ね計画どおり達成した
C: 計画どおり達成できなかった

次に掲げる事項を推進した。

- a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、登録申請マニュアル、登録Q&A等を作成するとともに、ホームページに掲載した。作成した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。
(a) 「肥料取締法に基づく肥料取締制度について - 初めて肥料を生産・輸入される方へ - 」
(b) 「「仮登録」制度及び「外国生産肥料の登録」制度」
(c) 「肥料登録申請書 - 生産工程の概要の書き方 - 」
(d) 肥料登録・届出に関するQ&A
(e) 「肥料の表示について」
b 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図ることを目的として、原材料及び生産工程のデータベース化のためのデータ

A
A
A
A
A
A
A
A
A

	<p>c 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の迅速化を図る。</p>	<p>フトの構築を行う。</p> <p>c 分析業務の迅速化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。</p>		<p>ベース取りまとめ書式の作成及びデータベースソフトを構築した。</p> <p>c 分析業務の迅速化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討した。平成13年度においては、汚泥肥料中のクロム及び鉛のスクリーニング手法を開発した。これにより、肥料の登録等の申請に係る調査について、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了した。</p>
<p>(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。</p>	<p>(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。</p>	<p>(イ) 次年度以降、登録後30営業日以内に肥料の登録情報等をデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供できるようにするため、これらの情報をデータベース化するための書式の作成及びデータベースソフトの構築を行う。</p>		<p>(イ) 次年度以降、登録後30営業日以内に肥料の登録情報等をデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供できるようにするため、これらの情報をデータベース化するための書式の作成及びデータベースソフトの構築を行った。</p>
<p>(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、業務に</p>	<p>(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、その都</p>	<p>(ウ) 肥料の登録等の申請者に対する調査票</p>		<p>(ウ) 肥料の登録等の申請者に対す</p>

<p>についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>度、職員への対応や登録業務に関するアンケート調査を実施し、その結果を評価することにより、業務運営の改善を行う。</p>	<p>を作成し、完成次第、アンケートを実施する。</p>		<p>る調査票を作成した。平成14年3月以降、登録申請窓口に来所した申請者等に対し、調査票を渡し、25名の方から回答があった。</p>
<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>(ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設置する肥料の公定規格に関する基礎資料として、農林水産大臣に報告する。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査の結果を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する調査について、ダイオキシン類等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に4件調査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するとともに、公表する。</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>(ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告できるよう、施肥設計、土壌条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、迅速化を図る。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、ダイオキシン類含有実態調査、病原性大腸菌0-157含有実態調査等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に4件の調査結果を取りまとめる。 このため、次に掲げる事項を推進する。 a 農業者、生産業者等に対して定期的にアンケート調査等を実施するとともに、ホームページに公定規格に対する要望に関するページを設</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>(ア) 施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験の推進により、仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、平成14年度までに農林水産大臣に報告できるようにする。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～dの調査を実施するとともに、e～gに掲げる事項を推進する。 a 肥料中のダイオキシン類含有量調査 b リン酸質肥料中のセレン含有量調査</p>	<p>肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点 A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>〔満点〕=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮登録肥料に係る肥効試験の計画的な推進 (仮登録がなかった場合は、当事項の評価は行わない。) ・肥料の安全性に関する課題を中心に、4件の調査結果の取りまとめ ・農業者に対する定期的なアンケート調査等の実施 ・生産業者等に対する定期的なアンケート調査等の実施 ・公定規格に対する要望に関するホームペ 	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>(ア) 仮登録肥料に係る肥効試験については、平成13年度においては1件(平成13年2月13日付けの仮登録肥料について)を行い、平成14年1月24日に農林水産大臣あてに報告した。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～dの調査を実施するとともに、e～gに掲げる事項を推進した。 a 肥料中のダイオキシン類含有量調査 下水汚泥肥料20点、し尿汚泥肥料20点及び汚泥発酵肥料10点の計50点中のダイオキシン類の含有量を調査した。 b リン酸質肥料中のセレン含有</p> <p>A (12点) (満点=12点)</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

け、一般国民からのニーズを把握する。

b 調査を効率的に実施するため、学識経験者等で構成する委員会等において、試験設計及び試験結果の評価を実施する。

* 取りまとめる：調査研究を行い、検討し、その結果を取りまとめ、公表資料とする。以下同じ。

c リン酸質肥料中のアンチモン含有量調査

d 牛ふん中の病原性大腸菌0-157含有実態調査

e 農業者、生産業者等に対して実施するアンケート調査文書を作成するとともに、アンケートの実施方法を定める。

f 一般国民からのニーズを把握するための公定規格に対する要望に関するホームページの原稿を作成するとともに、当該原稿をホームページ掲載用の書式に変換する。

g 調査を効率的に実施するため、平成13年度末に、学識経験者等で構成する調査検討委員会(仮称)を開催し、平成13年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成14年度の調査研究

ページの設置
・学識経験者等で構成する委員会等における試験設計及び試験結果の評価の実施

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
A:計画どおり達成した
B:概ね計画どおり達成した
C:計画どおり達成できなかった

量調査
りん酸質肥料131点中のセレンの含有量を調査した。

c リン酸質肥料中のアンチモン含有量調査

りん酸質肥料131点中のアンチモンの含有量を調査した。

d 牛ふん中の病原性大腸菌0-157含有実態調査

125点中の病原性大腸菌0-157の含有実態を調査した。

e 農業者、生産業者等に対して実施するアンケート調査文書を作成するとともに、アンケートの実施方法を定めた。

f 一般国民からのニーズを把握するための公定規格に対する要望に関するホームページの原稿を作成するとともに、当該原稿をホームページ掲載用の書式に変換した。

g 調査を効率的に実施するため、平成14年3月25日に、6名の学識経験者等で構成する肥料等技術検討会を開催し、平成13年度に実施した調査研究

A

		計画を検討する。		結果の評価を行うとともに、平成14年度の調査研究計画を検討した。肥料等技術検討会委員は次のとおりである。栃木県環境技術部長岩崎秀穂、千葉県農業総合研究センター検査業務課長中島信夫、独立行政法人農業環境化学研究所重金属研究グループ長樋口太一、重財団法人日本肥料検査協会の専務理事越野正義、財団法人日本食品分析センター多摩研究所副所長小松一裕
ウ 収去品の検査	ウ 収去品の検査	ウ 収去品の検査	<p>収去品の検査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>〔各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p>	ウ 収去品の検査 A (4点)
(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表	(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表	(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、平成14年度ま	<p>植害試験 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において定められている植害試験の年間15件以上の実施</p> <p>A: 15件以上実施</p>	(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間21 A

する。	する。	でにその結果を公表できるようにする。	B:11件～14件実施 C:10件以下の実施	件実施した。
<p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で情報提供を行う。</p>	<p>(イ) 収去品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を図るため、データベースの書式の作成、データベースソフトの構築、データの提供書式の作成及び提供方法の決定を行う。</p>	<p>検査結果のデータベース化等 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において定められている収去品の検査結果のデータベース化及び利用者への情報提供</p> <p>〔各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。〕</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>(イ) 収去品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を図るため、データベースの書式の作成、データベースソフトの構築、データの提供書式の作成及び提供方法を決定した。データ提供方法は、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとする。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>工 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて肥料等の分析を実施することとし、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>工 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。</p> <p>また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p> <p>(ア) 化学分析((イ)を除く。) 30営業日</p> <p>(イ) ダイオキシン類分析 60営業日</p> <p>(ウ) 栽培試験 90営業日</p> <p>(水稲等栽培期間の長い作物を用いた試験</p>	<p>工 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。</p> <p>また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p> <p>(ア) 化学分析((イ)を除く。) 30営業日</p> <p>(イ) ダイオキシン分析 60営業日</p> <p>(ウ) 栽培試験 90営業日</p> <p>(水稲等栽培期間の長い作物を用いた試験</p>	<p>肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>〔満点〕=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。) ・都道府県等からの依</p>	<p>工 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施することとしたが、依頼実績はなかった。</p> <p style="text-align: right;">-</p>

	<p>や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	<p>や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	<p>頼に応じた肥料等の依頼分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学分析についての30営業日以内の実施 ・ダイオキシン類分析についての60営業日以内の実施 ・栽培試験についての90営業日以内の実施 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、次に掲げる3分野に属するもののうちから、毎年度適正な評価を図りつつ、3課題の調査研究の結果を取りまとめ、公表する。</p> <p>(ア)肥料の生産、流通、消費の改善等に資する分野</p> <p>(イ)肥料の安全性の確保等に資する分野</p> <p>(ウ)肥料の検査技術の高度化(迅速化、簡便化、精度の向上等)に資する分野</p>	<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、中期目標に掲げる3分野に属するものうちから中期目標期間中に、毎年度適正な評価を図りつつ、「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」、「重金属の迅速分析法の開発」及び「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」の3課題の調査研究の結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、以下に掲げる課題を実施する。</p> <p>(ア)「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」</p> <p>(イ)「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による汚泥肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」</p>	<p>調査研究 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」に係る調査研究の実施 ・「重金属の迅速分析法の開発」に係る調査研究の実施 ・「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」に係る調査研究の実施 	<p>オ 調査研究 調査研究については、以下に掲げる課題を実施した。</p> <p>(ア)「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」 パークたい肥の腐熟度判定の指標となる項目が判明した。</p> <p>(イ)「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による汚泥肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」 有害重金属2成分(鉛及びクロム)の迅速分析法を開発した。</p> <p>A (4点) (満点=4点)</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>-</p>

			速化法の開発」に係る調査研究の実施	
			<p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
(2)(1)の業務に附帯する業務	(2)(1)の業務に附帯する業務	(2)(1)の業務に附帯する業務	(2)(1)の業務に附帯する業務	(2)(1)の業務に附帯する業務
<p>ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として化成肥料2試料を2年に1回作成して適切に保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>		<p>標準試料の配布 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>(平成14年度以降に評価を実施)</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化成肥料2試料の作成及び適切な保管 ・申請を受理した日から7営業日以内の標準試料の配布 <p>(申請がなかった場合は本事項の評価は行わない。)</p>	-

			<p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
イ 研修及び指導等	イ 研修及び指導等	ア 研修及び指導等	<p>研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「評価を行う小項目数」×2点</p>	ア 研修及び指導等 A (4点) (満点=4点)
<p>(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上、生産業者等における品質管理技術の向上等を図るため、これらの者を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。</p> <p>また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その</p>	<p>(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。</p> <p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を</p>	<p>(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年間20回以上実施(法令関係12回及び検査技術関係8回を最低実施)する。</p> <p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、そ</p>	<p>研修 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:4点 B:2点以上4点未満 C:2点未満</p> <p>・法令又は肥料の検査技</p>	<p>(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を平成13年度内に26回実施(法令関係15回及び検査技術関係11回を実施)した。</p> <p>また、研修受</p> <p>A (4点)</p> <p>A</p>

<p>結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>図る。</p>	<p>の結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討する。</p>	<p>術等に関する研修の年20回以上の実施 ・研修受講者に対する研修内容等のアンケート等の実施</p> <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 年度計画において数値目標が定められている事項 (研修実施回数) A:20回以上実施 B:14回～19回実施 C:13回以下実施 年度計画において定性的目標が定められている事項 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討した。</p>	<p>A</p>
<p>(イ)都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>(イ)都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>(イ)都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>講師派遣 【各年度における評価】 指標 = 都道府県等の要請に応じた講師の派遣</p> <p>(要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) A:要請に応じ派遣した B:概ね要請に応じ派遣した C:要請に応じなかった</p>	<p>(イ)都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議(4回)へ講師を延べ5名派遣した。</p>	<p>A</p>
<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>国際協力 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点 A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p>	<p>イ 国際協力 要請がなく、国際協力の実績はなかった。</p>	<p>-</p>

			<p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I C A 等の要請に応じた海外研修生の受入れ ・ J I C A 等の要請に応じた海外への職員派遣 ・ 必要に応じた J I C A の研修等への職員の派遣 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		
<p>エ 行政相談への対応</p> <p>肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>エ 行政相談への対応</p> <p>肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応</p> <p>肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>行政相談への対応【各年度における評価】</p> <p>指標 = 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応</p> <p>(照会・相談がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:適切に対応した B:概ね適切に対応した C:適切に対応せず</p>	<p>ウ 行政相談への対応</p> <p>肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行った。照会・相談件数は6,998件であった。</p>	A
<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2の規定による立入検査等を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査等の</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査等の</p>	<p>肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去【各年度における評価】</p> <p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>ア 肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。</p>	A (8点)

<p>正に実施する。また、立入検査等の結果については、肥料の分析・鑑定の精度を確保しつつ、迅速な分析が行える手法の開発等により、農林水産大臣へ40営業日以内に報告する。</p>	<p>結果について、肥料の分析・鑑定の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以内に報告できるよう、有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機器等の効率的利用等の推進により、検査の迅速化を図る。</p>	<p>結果について、肥料の分析・鑑定の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以内に報告できるよう、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法の検討、分析機器等の効率的利用等の推進を図る。</p>	<p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A：8点 B：4点以上8点未満 C：4点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣の指示の下での立入検査の適正な実施 ・農林水産大臣への40営業日以内の報告 ・有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化 ・分析機器等の効率的利用の推進 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A：計画どおり達成した B：概ね計画どおり達成した C：計画どおり達成できなかった</p>	<p>イ 立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、収去品1カ月分を一括して分析することにより、分析機器の効率的利用の推進を図った。</p> <p>ウ 蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法の検討を行った。平成13年度においては、汚泥肥料中のクロム及び鉛のスクリーニング手法を確立した。</p> <p>エ 全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ40営業日以内に報告した。</p>	<p>A A A A</p>
<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A：満点×90%以上 B：満点×50%以上かつ満点×</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>A (2点) (満点=2点)</p>

			<p>90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「評価を行う小項目数」×2点</p>											
<p>(ア) 基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を、中期目標の期間中に75品目程度実施する。また、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、調査結果を踏まえ、基準・規格改正に必要な資料を作成する。</p>	<p>(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、抗生物質22品目、合成抗菌剤7品目、アミノ酸11品目、抗酸化剤3品目、防かび剤3品目及びビタミン31品目の合計77品目について、中期計画期間中に基準・規格等に関する最新の文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行う。同調査結果について事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、抗生物質15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>飼料添加物の調査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画に規定されている飼料添加物の調査品目数</p> <table border="1"> <tr><td>平成13年度</td><td>15品目</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>15品目</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>15品目</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>16品目</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>16品目</td></tr> </table> <p>各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p>	平成13年度	15品目	平成14年度	15品目	平成15年度	15品目	平成16年度	16品目	平成17年度	16品目	<p>(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち抗生物質15品目(亜鉛バシトリン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、キサマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、チオペプチン、デストマイシンA、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン)について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行った。</p>
平成13年度	15品目													
平成14年度	15品目													
平成15年度	15品目													
平成16年度	16品目													
平成17年度	16品目													
<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、</p>	<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、</p>	<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、</p>	<p>飼料添加物G L P査察 【各年度における評価】 指標 = 飼料添加物の動物試験</p>	<p>(イ) 農林水産省生産局長から査察の実施を指示さ</p>										

<p>飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>飼料添加物の動物試験の実施に関する基準適用対象試験に対する飼料添加物GLP査察を実施する。</p>	<p>の実施に関する基準に基づく検査の実施 (申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) A:実施した C:実施せず</p>	<p>れなかったため、13年度は実施していない。</p>
<p>イ モニタリング検査</p>	<p>イ モニタリング検査</p>	<p>イ モニタリング検査</p>	<p>モニタリング検査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計 〔各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点 A:13点以上 B:7点以上13点未満 C:7点未満</p>	<p>イ モニタリング検査 A (14点)</p>
<p>飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。 (ア) 飼料中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を実施し、基準・規格等の適合状況等を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>(ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を以下のとおり年間少なくとも9,500点実施し、基準・規格等適合状況等を事業年度ごとに取りまとめる。 (a) 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,200点 (b) 飼料中の農薬、</p>	<p>(ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間少なくとも9,500点実施し、検査結果を取りまとめ、ホームページ等で公表する。 (a) 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,200点 (b) 飼料中の農薬、</p>	<p>飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている検査件数の実施 A:1,200点以上実施 B:840点以上1,200点未満実施 C:840点未満実施 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている検査件数の実施 A:7,850点以上実施 B:5,495点以上7,850点未満実施 C:5,495点未満実施 飼料中の病原微生物の基準</p>	<p>(ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間10,331点実施した。検査結果は、ホームページ等で公表した。なお、これとは別にBSEの発生防止を図るため、肉骨粉等の分析及び鑑定を755点実施した。 (a) 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,207点 (b) 飼料中の農薬、 A</p>

	<p>かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 7,850点</p> <p>(c) 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 450点</p>	<p>かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 7,850点</p> <p>(c) 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 450点</p>	<p>・規格適合検査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている検査件数の実施</p> <p>A:450点以上実施 B:315点以上450点未満実施 C:315点未満実施</p>	<p>薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 8,643点</p> <p>(c) 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 481点</p>
<p>(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を実施する。その際、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査について、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。また、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を調査する。当該調査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、中期計画期間中に諸外国における耐性菌対策、抗菌性飼料添加物の適正使用方策、リスクアセスメント等の耐性菌発現に係る技術的内容の検討を行う。当該検討結果は、中期目標期間中に取りまとめる。</p>	<p>(イ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。その結果を取りまとめ、全国的な耐性菌発現状況を公表する。</p>	<p>耐性菌モニタリング調査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>〔満点〕=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保 ・調査の実施（年間100株） ・耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関係の調査 ・耐性菌発現に係る技術的内容の検討 <p>〔上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。〕 年度計画において数値目標が定められている事項</p>	<p>(イ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を行うため、人員を確保し、597株の菌について調査を実施した。本調査の耐性菌発現状況は家畜衛生週報(2001.12.17 No.2683号農林水産省生産局畜産部衛生課)に公表した。</p> <p>A (4点) (満点=4点)</p> <p>A A - -</p>

			<p>A:達成度合100%以上 B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満 年度計画において定性的目標が定められている事項 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		
<p>(ウ) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等の整備を行い、検査体制を整備するとともに、組換え体飼料のモニタリング検査を実施し、組換え体利用飼料等の流通状況等を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>(ウ) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等を整備するとともに、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保することにより、検査体制を整備し、組換え体飼料のモニタリング検査を少なくとも年間100点実施する。当該組換え体利用飼料等の流通状況等を、事業年度ごとに取りまとめる。さらに、新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発検討、飼料中の組換え体の定量試験法の開発、組換え体の定量試験による調査を実施し、これらの結果を中期目標期間中に取りまとめる。</p>	<p>(ウ) 組換え体利用飼料等のモニタリング調査については、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等を整備するとともに、第1の2の(1)のアの業務運営の効率化により当該調査に従事する人員1名を確保することにより、検査体制を整備し、組換え体飼料のモニタリング検査を少なくとも年間100点実施し、結果を取りまとめる。さらに、新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発検討、飼料中の組換え体の定量試験法の開発及び組換え体の定量試験による調査を実施する。</p>	<p>組換え体利用飼料等のモニタリング調査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器等の整備 ・人員の確保 ・モニタリング検査の実施(年間100点) ・流通状況等の取りまとめ ・新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発の検討 ・飼料中の組換え体の定量試験法の開発 ・組換え体の定量試験による調査 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づ</p>	<p>(ウ) については、組換え体利用飼料等の識別検査を行うため、大阪事務所に定性PCR装置及びELISA等関連機器を整備するとともに、実験室等の改修整備を行った。また、本部に組換え体検査係を設置し、人員1名を確保した。</p> <p>については、組換え体飼料のモニタリング検査を98点実施し、結果を取りまとめた。</p> <p>組換え体利用飼料の検査対象となるトウモロコシは、主として港湾において採取しており、平成13年9月上旬までは順調に検査が進行していた(53点採取)。しかし、9月にBSEが発生したことを踏まえ、農林水産省からの指示・要請に基づきBSE関係業務を優先して行ったため、目標の100点の採取に努力はしたものの</p>	<p>A (11点) (満点=12点)</p> <p>A A B - A A A</p>

			<p>き達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>年度計画において数値目標が定められている事項</p> <p>A:達成度合100%以上 B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満</p> <p>年度計画において定性的目標が定められている事項</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>の、結果として2点不足の98点にとどまった。</p> <p>については、安全性が未確認の遺伝子組換えとうもろこしMON830系統について、導入遺伝子の構造が類似し安全性が確認されている遺伝子組換えとうもろこしNK603系統との判別方法について、開発会社等より情報収集を行い、検査方法を検討している。</p> <p>については、遺伝子組換えとうもろこしCBH351（スターリンク）について、定量PCRによる定量法の開発を行った。</p> <p>については市販ELISAキットを用いて測定するとともに、により開発された定量法を用いて、ELISA測定値との定量値の比較を行った。</p>
<p>(工) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資するため、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の</p>	<p>(工) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資する観点から、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の</p>	<p>(工) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査及び飼料製造管理者による管理状況の検査を含め、平成元年以降に国が実施した検査結果の約半数(約</p>	<p>基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査等</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点</p>	<p>(工) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査を500件実施するとともに、飼料製造管理者による管理状況の</p> <p>A (4点)</p>

<p>検査結果を含め、収去品の検査結果、及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。</p>	<p>等の検査結果を含め、各事業年度及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。</p>	<p>14,000件)のデータベース化を行うとともに、飼料製造業者届等の約半数(約2,000件)のデータベース化を行う。</p>	<p>数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A：4点 B：2点以上4点未満 C：2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化 ・飼料製造業者届等のデータベース化 <p>【上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき評価することとし、その評価方法は、以下のとおりとする。 A：達成度合90%以上 B：達成度合50%以上90%未満 C：達成度合50%未満】</p>	<p>検査を196件実施した。また、平成元年以降に国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果の約半数(約14,000件)に当たる15,157件及び飼料製造業者届等の約半数(約2,000件)に当たる2,358件のデータベース化を行った。</p> <p style="text-align: right;">A A</p>
<p>(オ)製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資するため、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。</p>	<p>(オ)製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資する観点から、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。</p>	<p>(オ)製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資する観点から、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。</p>	<p>製造業者等に対する技術的指導 【各年度における評価】 指標 = 技術的指導及び情報提供を行ったか</p> <p>【各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。】</p> <p>A：計画どおり達成した B：概ね計画どおり達成した C：計画どおり達成できなかった</p>	<p>(オ)製造業者等に対して収去品の検査結果に基づき技術的指導を29件実施した(実施中を含む)。また、収去品の検査結果は、ホームページ等で公表した。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>ウ HACCPに関する調査及び検証 HACCPによる飼料等の製造・品質管理の高度化の推進に資するため、飼料工場にお</p>	<p>ウ HACCPに関する調査及び検証 飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調</p>	<p>ウ HACCP指針策定のための調査 飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染のHA(危害分析)のためのモニタ</p>	<p>HACCP指針策定のための調査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p>	<p>ウ HACCP指針策定のための調査 配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、</p> <p style="text-align: right;">A (8点) (満点=8点)</p>

<p>ける飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行い、調査結果を取りまとめ、公表する。また、HACCPによる製造・品質管理状況の検証を行う。</p>	<p>査を行う。特に、配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査、配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認、サルモネラの簡易試験法の開発を行い、配合飼料のサルモネラ汚染防止に係る調査結果を中期目標の期間中に取りまとめる。また、HACCPによる製造・品質管理状況の検証を行う。</p>	<p>リング調査を行う。特に、配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査、配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認及びサルモネラの簡易試験法の開発を行う。</p>	<p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点 A：満点×90%以上 B：満点×50%以上かつ満点×90%未満 C：満点×50%未満 「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点 ・アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認 ・飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査の実施 ・配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認 ・サルモネラの簡易試験法の開発 ・HACCPによる製造・品質管理状況の検証 上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A：計画どおり達成した B：概ね計画どおり達成した C：計画どおり達成できなかった</p>	<p>55工場に対するアンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況を確認し、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査を425件実施し、配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認を実施し、サルモネラの簡易試験法2種類について、飼料の製造現場における実用の適否を検討するなどし、改善・開発を行うとともに、他の4種類の簡易試験法についても、これまでの調査結果を取りまとめ飼料研究報告第27号に公表した。</p>	<p>A A A A -</p>
<p>工 飼料及び飼料添加物の試験等の受託</p>	<p>工 飼料及び飼料添加物の試験等の受託</p>	<p>工 飼料及び飼料添加物の試験等の受託</p>	<p>飼料及び飼料添加物の試験等の受託</p>	<p>工 飼料及び飼料添加物の試験等の受</p>	<p>A (6点)</p>

<p>飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。</p>	<p>飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。</p> <p>また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p> <p>a 化学分析（cを除く。） 30営業日</p> <p>b 生物分析 30営業日</p> <p>c ダイオキシン類分析 60営業日</p>	<p>飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。</p> <p>また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p> <p>a 化学分析（cを除く。） 30営業日</p> <p>b 生物分析 30営業日</p> <p>c ダイオキシン類分析 60営業日</p>	<p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等からの依頼に応じた依頼分析の実施 ・化学分析についての30営業日以内の実施 ・生物分析についての30営業日以内の実施 ・ダイオキシン類分析についての60営業日以内の実施 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については9件（延べ15項目 - 84サンプル）実施し、標準処理期間内に全て処理した。</p> <p>(満点=6点)</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>-</p>
<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p>	<p>分析法全般の解説書の作成 【中期目標期間における評価】 指標 = 中期目標期間中に分析法全般の解説書を作成</p> <p>A: 作成した C: 作成しなかった</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p>

			<p>飼料及び飼料添加物の検査技術の向上 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>〔各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p>		A (4点)
(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発・改良を中期目標の期間中に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、分析法の解説書を作成する。	(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発又は改良について中期目標の期間中に、農薬、天然有害物質、重金属等を対象に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、また、中期目標期間中に当該物質を含め、分析法全般の解説書を作成する。	(ア) 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上については、以下の項目について分析法の開発又は改良を行い、調査結果を取りまとめる。 農薬：グリホサート、グルホシネート、リニュロン その他：ダイオキシン	<p>分析法の開発及び改良 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている分析法の開発又は改良の実施</p> <p>〔各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。〕</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	(ア) 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上を目的として、グリホサート、グルホシネート、リニュロン、ダイオキシンを初め、3-メチルホスフィンコプロピオン酸、トリクロルホン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、キサマイシン、ゼアラレノン及びステリグマドシステチンの合計14品目(13件)の分析法の開発又は改良を行った。	A
(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に約10件実施	(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に栄養成分等約1	(イ) 分析法について、りん及びカルシウム(原子吸光度法)について国際基準と	<p>分析法についての国際基準との比較検討 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定</p>	(イ) りん及びカルシウム(原子吸光度法)について我が国の公	A

<p>し、必要に応じて開発・改良を行う。</p>	<p>0件実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。</p>	<p>の比較検討を実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。</p>	<p>されている分析法の比較検討の実施</p> <p>〔各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。〕</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>定法（飼料分析基準）と国際基準（ISO）に差があるかどうかを確認するため比較検討を行った。その結果、りん及びカルシウム（原子吸光度法）の両方法間で差は認められなかった。</p>
<p>カ 標準品等の配布成分規格等省令の規定に基づく抗生物質の常用標準品の指定は、2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布は申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>カ 標準品等の配布成分規格等省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>カ 標準品等の配布飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を実施する。なお、常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>標準品等の配布 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>〔「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗生物質の常用標準品の指定 ・申請を受理した日から10営業日以内の配布 ・配布申請者に対するアンケートの実施 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善 <p>〔上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することと〕</p>	<p>カ 標準品等の配布飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品23品目の指定を実施した。なお、常用標準品は589本配布し、申請を受理した日から10営業日以内に全て処理した。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、ホームページ上の申請方法に関する記載を改善した。</p> <p>A (8点) (満点=8点)</p> <p>A A A A</p>

				物種鑑別法の検討 ・肉骨粉等のELISA法による動物種鑑別法の検討 ・飼料用動物油脂の規格設定のための調査 ・飼料用動物油脂の配合飼料製造工程内残留調査	
(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	
ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。	ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請を受理した日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。	ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。	検定及び表示 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 { 以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点 } A: 8点 B: 4点以上8点未満 C: 4点未満 ・飼料添加物の検定及び表示の業務の適正実施 ・申請のあった日から20営業日以内の処理 ・検定申請者に対するアンケート等の実施 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善 { 上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した	ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を408件適正に実施し、申請のあった日から20営業日以内に全て処理した。また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果に基づいて本部事務室に専用窓口を設置した。	A (8点) A A A A

			<p>B:概ね計画どおり達成した</p> <p>C:計画どおり達成できなかった</p>		
<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査</p> <p>飼料又は飼料添加物の安全性を向上させるため、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査</p> <p>飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査</p> <p>飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>検定方法等の技術的内容に関する調査</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 検定及び表示の業務に係る最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査の実施及びその結果の取りまとめ</p> <p>〔各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。〕</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査</p> <p>抗生物質15品目（亜鉛バシトラシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、キタサマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、チオペプチン、デストマイシンA、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン）について、検定及び表示の業務について、専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を取りまとめた。</p>	A
<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導</p> <p>指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回調査を実施するとともに</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導</p> <p>指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導</p> <p>指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を</p>	<p>飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする〕</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導</p> <p>指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、全ての指定</p>	A (6点)

<p>に、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>調査し、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>調査し、技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>る。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定検定機関に対する分析技術の維持状況の調査の実施 調査に基づく技術的な指導の実施 共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験の実施 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>検定機関(14機関)に対して分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行った。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を延べ17機関に対して実施した。</p> <p>A A A</p>
<p>(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務</p>	<p>(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務</p>	<p>(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務</p>	<p>(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務</p>	<p>(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務</p>
<p>ア 研修及び指導等</p>	<p>ア 研修及び指導等</p>	<p>ア 研修及び指導等</p>	<p>研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「評価を行う小項目数」×2点</p>	<p>ア 研修及び指導等</p> <p>A (8点) (満点=8点)</p>

<p>(ア) 飼料の安全性及び品質を向上させるため、検査関係機関又は飼料製造業者等に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、格取得講習会を2年に1回以上実施する。</p>	<p>(ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。</p>	<p>(ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上実施するとともに、飼料製造管理者資格取得講習会を実施する。</p>	<p>法令又は試験技術等の研修【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A：4点 B：2点以上4点未満 C：2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令又は試験技術等の研修の年10回以上の実施 ・飼料製造管理者資格取得講習会の実施 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>年度計画において数値目標が定められている事項 (研修実施回数) A:10回以上実施 B:7回～9回実施 C:6回以下実施</p> <p>年度計画において定性的目標が定められている事項 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>(ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令研修16回又は試験技術等の研修51回実施するとともに飼料製造管理者資格取得講習会(6日間、76名)を実施した。</p> <p>A (4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>講師派遣【各年度における評価】 指標 = 都道府県等の要請に応じた講師の派遣</p> <p>(要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議(12回)へ講師を延べ14名派遣し</p> <p>A</p>

			<p>A:要請に応じ派遣した B:概ね要請に応じ派遣した C:要請に応じなかった</p>	た。	
<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。</p>	<p>国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画 【各年度における評価】 指標 = 事業検討委員会等への参画及び協力</p> <p>(国、関連団体等が行う事業検討委員会等への参画依頼がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:参画し、協力を行った B:概ね参画し、協力を行った C:協力を行わなかった</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ延べ37回参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。</p>	A
<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>研修受講者等に対するアンケート 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者、会議主催者等に対する研修又は講義の内容についてのアンケートの実施 ・アンケートの評価に基づく研修又は講義の内容の改善 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>また、研修受講者等に対して研修又は講義の内容についてアンケートを取り、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図った(一部については、次年度以降の研修又は講義の内容の改善を予定している)。</p>	<p>A (4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>

<p>イ 国際協力 飼料の安全性及び品質に関する国際協力を推進するため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>国際協力 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>〔「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点〕</p> <p>(要請がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA等の要請に応じた海外研修生の受け入れ ・ JICA等の要請に応じた海外への職員の派遣 ・ JICAの研修等への職員の派遣 <p>〔上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。〕 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外から1名の研修生を受入れるとともに、海外へ3名の職員を派遣した。また、職員の語学力向上を図るため、語学研修に1名の職員を派遣した。</p> <p>A (6点) (満点=6点)</p> <p>A A A</p>
<p>ウ 行政相談への対応 飼料等関係業者、消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料等関係業者、消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料及び飼料添加物に関する行政サービスの向上に資する観点から、飼料等関係業者及び消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>行政相談への対応 【各年度における評価】 指標 = 飼料等関係業者、消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応</p> <p>(照会・相談がなかった場合は、本項目の評価は行わない)</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料及び飼料添加物に関する行政サービスの向上に資する観点から、飼料等関係業者及び消費者等からの</p> <p>A</p>

<p>形で提供する。</p>	<p>形で提供する。</p>	<p>データベースの書式の作成、データベースソフトの構築、データの提供書式の作成及び提供方法の決定を行う。</p>	<p>要請に応じた利用者への提供</p> <p>〔上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。〕 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>ベース化を図るため、データベースの書式の作成、データベースソフトの構築、データの提供書式の作成及び提供方法を決定した。 データの提供方法は、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとする。</p>
<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託</p> <p>土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて土壤改良資材等の試験を実施するとともに、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託</p> <p>土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託</p> <p>土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理期間を定め、期間内に適切に処理する。</p>	<p>土壤改良資材及びその原料の試験の受託</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 (依頼がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等からの依頼に応じた依頼試験の実施 ・試験内容ごとの標準処理期間内の処理 <p>〔上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。〕 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託</p> <p>土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとしたが、依頼実績はなかった。 なお、依頼試験の内容に応じた標準処理期間を定めた。</p>

			つた	
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び試験実業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び試験実業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討する。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 (要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じた研修の実施 ・アンケート等の実施 ・アンケート結果の評価に基づく研修又は講義の内容の改善 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等 要請がなく、研修は実施しなかった。</p>
<p>イ 国際協力 輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>イ 国際協力 輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るた</p>	<p>イ 国際協力 輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るた</p>	<p>国際協力 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p>	<p>イ 国際協力 要請がなく、国際協力は実施しなかった。</p>

	め、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。	め、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。	<p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA等の要請に応じた海外研修生の受け入れ ・ JICA等の要請に応じた海外への職員の派遣 ・ 必要に応じたJICAの研修等への職員の派遣 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>		
ウ 行政相談への対応	ウ 行政相談への対応	ウ 行政相談への対応	行政相談への対応 【各年度における評価】 指標 = 土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談への適切な対応 (照会・相談がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) A: 適切に対応した B: 概ね適切に対応した C: 適切に対応せず	ウ 行政相談への対応	A
(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定による立入検査を行うに当たっては、	(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定による立入検査を行うに当たっては、農	(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定による立入検査を行うに当たっては、農	地力増進法の規定による立入検査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計	(3) 地力増進法の規定による立入検査 ア 地力増進法第17条の規定による立入検査を行うに当	A (6点)

<p>当該立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度を確保しつつ、集中的な試験により試験の迅速化を図り農林水産大臣へ60営業日以内に報告する。</p>	<p>林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるよう、立入検査を集中的に実施し、集取品を集中して試験することにより、試験の迅速化を図る。</p>	<p>林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるよう、集中して試験を実施することにより、試験の迅速化を図る。</p>	<p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A：6点 B：3点以上6点未満 C：3点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣の指示の下での立入検査の適正な実施 ・農林水産大臣への60営業日以内の報告 ・集取品の集中試験の実施 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A：計画どおり達成した B：概ね計画どおり達成した C：計画どおり達成できなかった</p>	<p>たつては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。</p> <p>イ 立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、集取品1カ月分を一括して試験することにより、試験の迅速化を図った。</p> <p>ウ 全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ60営業日以内に報告した。</p>	<p>A A A</p>
			<p>《中期目標・中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績》 緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務</p> <p>(別紙のとおり)</p>	<p>(別紙のとおり)</p>	
<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>適切な業務運営を行うことにより、収支均衡を図る。</p>					
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>5年間の総予算</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>13年度の総予算</p>	<p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>指標 = A評価となった中項目の数</p>	<p>財務諸表</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>A</p>

	9,154百万円	1,952百万円	<p>A:A評価の中項目数2 B:A評価の中項目数1 (又はC評価がない場合) C:上記のA,B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p> <p>経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組(支出の削減についての具体的方針及び実績等) A:取組は十分であった B:取組はやや不十分であった C:取組は不十分であった</p> <p>〔なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。〕</p> <p>法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) A:効果的な資金の配分は十分であった B:効果的な資金の配分はやや不十分であった C:効果的な資金の配分は不十分であった</p>	<p>収入決算額1,966百万円 政府受託収入等の計画を上回る収入が生じたことによる14百万円の収入の増が生じた。</p> <p>支出決算額1,831百万円 人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、121百万円の支出の減が生じた。</p>	A
	第4 短期借入金の限度額 2億円 (想定される理由) 運営交付金の受入が遅延	第4 短期借入金の限度額 2億円 (想定される理由) 運営交付金の受入が遅延	<p>短期借入金の有無、借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金についての借入の有無、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続、返済の状況と見込み)</p>	<p>財務諸表 第4 短期借入金の限度額 2億円 短期借入金の借入は生じなかった。</p>	A

			<p>A:借入は行われなかった、又は借入に至った理由等は適切であった</p> <p>B:借入に至った理由等はやや不適切であった</p> <p>C:借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	
	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当</p>	<p>剰余金による成果（当該年度に係る剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果）</p> <p>A:得られた成果は十分であった</p> <p>B:得られた成果はやや不十分であった</p> <p>C:得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p> <p>〔中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。〕</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>-</p> <p>施設整備補助金により施設の整備・改修を実施したもののうち、施設の修繕に要した経費について、費用進行型による収益化がなされなかった等の理由により、当期損失額7百万円が生じた。</p>
	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>指標 = A 評価となった中項目の割合</p> <p>A: Aの割合90%以上</p> <p>B: Aの割合50%以上90%未満（又はC評価がない場合）</p> <p>C: 上記のA, B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経</p>	<p>A</p>

			緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。		
	<p>1 施設及び設備に関する計画 5年間の施設整備費補助金 162百万円</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 13年度施設整備費補助金 32,398千円</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>施設及び設備に関する計画（中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果） A:改善の成果は十分であった B:改善の成果はやや不十分であった C:改善の成果は不十分であった</p>	<p>財務諸表</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>13年度施設整備費補助金決算額 32百万円</p> <p>肥飼料検査所福岡事務所ドラフトチェンバ－更新工事外2件の整備・改修等を計画に従い実施した。</p>	A
	2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画	<p>職員の人事に関する計画【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満</p>		A (6点)
	(1) 方針 既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、汚泥肥料等の廃棄由来の肥料、組換え体利用飼料の検査等新たな課題への対応に必要な人員を確保する。	(1) 方針 既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、組換え体利用飼料の検査等新たな課題への対応に必要な人員を確保する。	<p>職員の人事に関する方針 指標 = 人員の適正配置、必要な人員の確保 A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった</p>	<p>組織規程 既存業務の効率化を進め人員の適正な配置を行った。 また、その中で組換え体利用飼料の検査に必要な人員1名を確保した。</p>	A
	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の99%とする。	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初の99%とする。	<p>人員に関する指標 指標 = 年度末の常勤職員数 A:計画どおり順調に実施され</p>	<p>組織規程 年度末常勤職員数 137人(欠員1名)</p>	A

	<p>(参考) 期初の常勤職員数 139人 期末の常勤職員数の見込み 137人 人件費総額見込み 5,375百万円</p>	<p>(参考) 年度当初の常勤職員数 139人 年度末の常勤職員数 138人 人件費総額見込み 1,430百万円</p>	<p>た B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった</p> <p>〔各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合いを評価する。〕</p>	<p>人件費決算 1,297百万円</p>	
	<p>(3)その他、人材の確保、人材の要請などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>(3)その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>その他人材の確保、人材の養成 指標 = 職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況 A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった</p>	<p>職員採用・異動状況 10人採用 (内女性5人) 他機関との交流 転出13人、転入9人 研修参加等の実績 参加29人 一般研修14人 技術研修15人</p>	A

「注」業務運営の効率化に関する評価の指標については、すべての項目が評価できることを前提に設定したが、「業務運営の効率化による経費の抑制」は今年度の評価が困難であることから、基本8項目中7項目による評価結果として表した。

農林水産省からの要請に基づく業務	評価指標及び評価方法等	事業年度報告	評価結果
	指標 = A 評価となった項目の数 A: A評価の項目数 8 B: A評価の項目数 4～7 (又はC評価がない場合) C: 上記のA, B以外の場合		A
1 分析関係業務 BSEの発生防止を図るため、肉骨粉等の分析及び鑑定を行う。	指標 = 肉骨粉等の分析及び鑑定の実施 A: 要請どおり実施した B: 概ね要請どおり実施した C: 実施できなかった	飼料中の肉骨粉等の分析及び鑑定を755点実施した。	A
2 調査関係業務 農林水産省と連携し、BSEの発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等への調査及び技術的検証を行う。	指標 = 国内及び海外の飼料工場等への調査及び技術的検証の実施 A: 要請どおり実施した B: 概ね要請どおり実施した C: 実施できなかった	農林水産省と連携し、国内59ヶ所(延べ116人日)及び海外8回(延べ12カ国、70人日)の飼料工場等への調査及び技術的検証を実施した。	A
3 確認検査関係業務 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長及び水産庁長官連名通知)に基づき、業者からの申請に応じ、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の製造事業場並びにペットフード製造事業場の製造基準適合確認のための検査を実施する。	指標 = ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の製造事業場並びにペットフード製造事業場の製造基準適合確認のための検査の実施 A: 要請どおり実施した B: 概ね要請どおり実施した C: 実施できなかった	業者からの申請に応じ、製造基準適合確認検査を83件実施した。 また、確認書を交付した製造事業場について、ホームページに公表した。	A
4 調査研究 (1) 河川等へ流出する肥料に由来するノニルフェノールの実体解明に関する調査研究を実施する。	指標 = 調査研究の実施 A: 要請どおり実施した B: 概ね要請どおり実施した C: 実施できなかった	(1) 河川等へ流出する肥料に由来するノニルフェノールの実体解明に関する調査研究を実施	A

<p>(2) 肉骨粉等のPCR法による動物種鑑別法を検討する。</p> <p>(3) 肉骨粉等のELISA法による動物種鑑別法を検討する。</p> <p>(4) 飼料用動物油脂の規格設定のための調査を実施する。</p> <p>(5) 飼料用動物油脂の配合飼料製造工程内残留調査を実施する。</p>		<p>した。</p> <p>(2) 肉骨粉等のPCR法による動物種鑑別法を検討した。</p> <p>(3) 肉骨粉等のELISA法による動物種鑑別法を検討した。</p> <p>(4) 飼料用動物油脂の規格設定のための調査を実施した。</p> <p>(5) 飼料用動物油脂の配合飼料製造工程内残留調査を実施した。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
--	--	---	-------------------------------------

[総合評価]

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯や特殊事情 ・中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項 <p>等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。 なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする。</p>	<p>平成13年9月に発生した牛海綿状脳症に対する緊急業務に対応するために年度計画どおりに実施されなかった業務が一部に認められるものの、評価基準に沿った積み上げ評価としてはA評価である。また、年度計画に定められていないBSE緊急対応業務等の農林水産省からの指示・要請業務への対応については、業務の量的及び質的な面においてともに高く評価できる。これらの業務を加味した独立行政法人肥飼料検査所の平成13年度業務実績等に関する総合評価としては、Aと評価する。</p>